

産業廃棄物処分業許可証

住所 滋賀県彦根市南川瀬町771番地

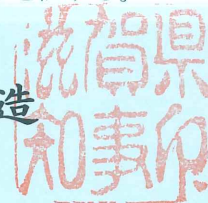
氏名 株式会社杉本商事
代表取締役 珍道直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和 3年 6月 18日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 17日



1. 事業の範囲

処分業 (中間処理)

事業の区分: 中間処理 [破碎]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(以上 6項目)

事業の区分: 中間処理 [圧縮固化]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず

(以上 4項目)

事業の区分: 中間処理 [圧縮]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(以上 6項目)

2. 事業の用に供するすべての施設

「別紙のとおり」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 62 年 4 月 10 日	当初許可
平成 28 年 6 月 18 日	更新許可
平成 28 年 12 月 15 日	施設の変更
令和 3 年 6 月 18 日	更新許可
令和 5 年 4 月 13 日	氏名の変更
令和 7 年 7 月 25 日	変更許可 (2項目、破碎施設、処理方法 (圧縮) の追加)
令和 7 年 9 月 17 日	処理方法 (選別) の廃止
令和 7 年 12 月 25 日	処理方法 (溶融) の廃止
令和 8 年 2 月 15 日	処理方法 (焼却) の廃止

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

破碎施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡甲良町大字在士字古田684番1
設置年月日 : 平成26年3月23日
処理能力 : 廃プラスチック類29.6t/日、紙くず31.7t/日、木くず29.68t/日、繊維くず31.7t/日
許可年月日 : 平成26年3月19日
許可番号 : 第 60032 号

破碎施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡甲良町大字在士字古田684番1
設置年月日 : 令和7年4月23日
処理能力 : 廃プラスチック類4.9t/日、紙くず4.8t/日、木くず4.6t/日、繊維くず4.5t/日、金属くず15.2t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず9.9t/日

圧縮固化施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡甲良町大字在士字古田684番1
設置年月日 : 平成28年11月25日
処理能力 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物25.44t/日

圧縮施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡甲良町大字在士字古田685番1
設置年月日 : 令和7年4月25日
処理能力 : 廃プラスチック類92.0t/日、紙くず84.0t/日、木くず144.0t/日、繊維くず101.0t/日、金属くず315.0t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず205.0t/日

